

論文

国立公文書館所蔵「戦没者等援護関係資料」の 構造および特徴について

— 陸軍人事関係等資料を中心に —

黒川 智子

はじめに

「戦没者等援護関係資料」は、厚生労働省社会・援護局 援護・業務課から国立公文書館（以下、「館」という）に移管された「旧陸海軍が作成した人事関係等資料を含む」¹戦争関連資料群である。平成23（2011）年から随時移管され、令和7（2025）年現在、その数はおよそ5万4千点にのぼる。

「戦没者等援護関係資料」はメディアにも度々取り上げられ、関心度の高い資料群である²。元来、学術研究においては非常に活用されてきたが、近年はファミリーヒストリー調査を目的とし、この資料群を活用する利用請求者も増えた。

館における「戦没者等援護関係資料」に関する先行研究としては、引揚者関係資料を扱った石崎亜美氏の「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究—厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として—」³や、海軍人事関係資料である「海軍履歴原票」を中心に構造分析を行った西山直志氏の「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」⁴などがある。しかし、旧陸軍に関する資料群は、未だ研究対象とされていない。

よって、本論文は「戦没者等援護関係資料」のうち、旧陸軍に関する資料群の分析を行い、その結果を、資料を活用する利用者の一助とするため提供することを目的とする⁵。

第1章では、旧陸軍に関する資料群である陸軍人事関係等資料が作成されるに至った背景とその根拠を整理し、第2章では、資料の構成や特徴を資料群ごとに分析する。この分析結果を踏まえ、第3章では資料を利用するにあたって必要となる情報の整理を行う。

1 国立公文書館所蔵「戦没者等援護関係資料」について

1.1 「戦没者等援護関係資料」の陸軍人事関係等資料について

先述のとおり「戦没者等援護関係資料」は、厚生労働省社会・援護局 援護・業務課から移管された「旧陸海軍が作成した人事関係等資料を含む」資料群である。

終戦当初、陸海軍の復員作業は陸軍省・海軍省の指揮下で行われた。昭和20（1945）年11月30日、本省が閉鎖されるにあたり、第一復員省（旧陸軍関係）と第二復員省（旧海軍関係）が設置され、同21（1946）年6月14日、両省が併合したのちは、復員庁第一復員局・第二復員局が業務を継続した。旧陸軍関係を取り扱う第一復員局は、地方に復員連絡局・留守業務局・船舶残務処理部・上陸地支局を有し、復員業務や状況不明者の究明、GHQの要求に基づく資料調査などに従事した。昭和22（1947）年10月、復員庁の廃止に伴い、第一復員局は「引揚げに関する中央責任官庁」であった厚生省に組み込まれ、同23（1948）年1月には厚生省の内局として復員局となった。

同年5月31日には厚生省の引揚援護院と復員局が統合し、厚生省の外局として引揚援護庁が設

置され、その際、旧陸軍の人事関係等資料は復員業務と共に同庁へと引き継がれた。

その後、人事関係等資料は、復員業務、未帰還者調査業務および援護業務とともに、厚生省内局引揚援護局、同省援護局、同省社会・援護局を経て、厚生労働省社会・援護局へと継承され、平成23年から館へと移管された⁶。なお、援護・業務課の所掌事務の一つとして、旧陸海軍の「復員業務に関すること」、「人事資料に関すること」、「恩給請求書の進達に関すること」、「残務の整理に関すること」等がある⁷。

令和7年12月現在、館へ移管された「戦没者等援護関係資料」は70群あり、館ではこれを76群に区分した。そのうち、旧陸軍関係資料は30群である。表1は、この30群を厚生労働省の行政文書ファイル一覧および令和6（2024）年度保存期間表から資料群名を抽出し、照合したものである。

表1 戦没者等援護関係資料のうち、旧陸軍関係資料の一覧

移管された資料群名	保存期間表（新・旧管理簿）						
資料群名	大分類	中分類	小分類	行政文書ファイル名	作成（取得）時期	起算日	保存期間満了時期
留守名簿（陸軍）	人事関係等資料	陸軍関係		留守名簿	1945年度	1945年4月1日	2015年3月31日
留守名簿（副等）	陸軍人事資料	陸軍関係		留守名簿（副等）	2013年度	1945年4月1日	2016年3月31日
陸軍部隊略歴							
陸軍除隊召集解除者連名簿		業務	陸軍人事資料	除隊召集解除者連名簿（1946年度）※3	1947年4月1日	1946年4月3日	2015年3月31日
陸軍身上申告書		業務	陸軍人事資料	身上申告書（1946年度）	1947年4月1日	1946年4月3日	2015年3月31日
陸軍復七名簿		業務	陸軍人事資料	復七名簿（1945年度）	2007年4月2日	2007年4月3日	2037年4月2日
		業務	陸軍人事資料	復七名簿（1946年度）	2008年4月2日	2008年4月1日	2040年3月31日
遺骨遺留品名簿							
死亡者連名簿（陸軍人事資料）		業務	陸軍人事資料	陸軍人事資料（死亡者連名簿（1945年度））	1946年4月1日	1945年4月2日	2016年3月31日
陸軍連合軍関係文書		業務	陸軍史実資料	陸軍連合軍関係文書	1946年4月1日	1945年12月1日	2016年3月31日
将校名簿（陸軍）		人事関係等資料	陸軍関係	将校名簿	1945年度	1945年4月1日	2016年3月31日
陸軍軍属船員カード	人事関係等資料	陸軍関係		陸軍軍属船員カード	1945年度	1945年4月1日	2016年3月31日
陸軍工金カード	陸軍人事資料	陸軍関係		陸軍工金カード	1945年度	1945年1月1日	2016年3月31日
陸軍高等官名簿		業務	陸軍人事資料	陸軍高等官名簿（1945年度）	2001年3月9日	2001年3月9日	未定
入院患者名簿（陸軍）		業務	陸軍人事資料	入院患者名簿（1945年度）	2008年4月3日	2008年4月1日	2040年3月31日
軍人傷痍記章カード	恩給関係	人事関係等資料（陸軍恩給）		軍人傷痍記章（陸軍）	2014年度	2015年4月1日	未定
病床日誌・入院患者名簿（陸軍）		恩給関係	人事関係等資料（陸軍恩給）	病床日誌・入院患者名簿（陸軍）	2014年度	2015年4月1日	未定
陸軍死亡者関係資料	人事関係等資料	陸軍関係		陸軍死亡者関係資料			移管
陸軍法務関係文書	人事関係等資料	陸軍関係		陸軍法務関係文書			移管
陸軍軍属船員本籍地別名簿	陸軍人事資料	陸軍関係		陸軍軍属船員本籍地別名簿	1945年度	1945年1月1日	2016年3月31日
本籍地別名簿	人事関係等資料	陸軍関係		陸軍軍属船員本籍地別名簿			移管
陸軍船工員名簿		業務	陸軍人事資料	陸軍船工員名簿（1945年度）	1945年4月1日	1945年1月1日	2016年3月31日
遭難船舶名簿	人事関係等資料	陸軍関係		遭難船舶名簿			移管
陸軍運輸部軍属名簿	人事関係等資料	陸軍関係		陸軍運輸部軍属名簿			移管
全国索引簿	人事関係等資料	陸軍関係		全国索引簿			移管
乗船者名簿関係資料	人事関係等資料	陸軍関係		乗船者名簿関係資料			移管
部隊資料	人事関係等資料	陸軍関係		部隊資料			移管
従軍文官履歴		業務	陸軍人事資料	陸軍従軍文官名簿（1945年度）	2001年3月9日	2001年3月9日	未定
船舶行動表							
未決獄死者カード							
帰還者関係資料							
船員・船舶関係	人事関係等資料	陸軍関係	右に同じ	船員・船舶関係			移管

「社会・援護局援護・業務課 標準文書保存期間基準（保存期間表）」（令和6年4月1日適用）⁸、過去の行政文書ファイル一覧については、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）⁹に保存された平成23～26年のデータを参考とした。また、資料群名が該当しなかったものは黒塗りした。

表1を見ると、館の旧陸軍に関する人事関係等資料の区分は、厚生労働省保存時の資料区分を踏襲している。また、大分類から小分類にかけて「人事関係等資料」および「陸軍関係」と記されているものはすべて、旧陸軍に関する人事等資料と考えられる。したがって、本稿では「戦没者等援護関係資料」のうち旧陸軍に関する資料群30群を「陸軍人事関係等資料」と定義する。

1.2 留守業務と復員業務について

本節では、陸軍人事関係等資料を把握するためには、資料が作成されるに至った社会的背景とその業務について確認する。

まず、留守名簿の作成が規定された「留守業務規程」の作成時期から復員業務の過程を追い、留守・復員業務の整理を行う。

戦時においては、出征した部隊（以下、「外地部隊」という）に対し、その留守を預かる留守部隊が設置され、国内（以下、「内地」という）において、外地部隊の人員掌握として人事、恩賞、留守家族や遺族等への援護などの業務を行っていた。これらを留守業務という。

旧陸軍における人事資料（軍歴に関する資料）には、兵籍と戦時名簿があり、それぞれ「陸軍兵籍規則」¹⁰「陸軍戦時名簿規則」¹¹に基づき作成され、戦時名簿は個人が所属する外地部隊が、兵籍は留守部隊が管理に当たっていた。外地部隊の増加や戦況の悪化による人事資料滅失の危険性を考慮し、昭和19（1944）年11月30日、新たに人事資料管理制度「留守業務規程」¹²が定められた。これに伴い、留守業務は留守部隊から留守業務部へと移管された。「留守業務規程」には留守業務の方針が明確化され、留守名簿および留守業務に関する資料の作成が定められた。これに伴い外地部隊は、部隊中の人員異動や身上に修正が生じた際には速やかに留守業務部へ通報し、留守業務部はその情報をもとに留守名簿との照合作業（調製）を行った¹³。

「復員」とは本来、動員に対する「復員」であり、戦時編成の部隊を平時編成に戻すことを指す。しかし、終戦後の「復員」については「帝国陸軍復員要領」第一条において「復帰及平時編成部隊の閉鎖を含む」と定義され、すなわち陸海軍の解体を指した。したがって、終戦直後の復員処理とは、部隊所属者の除隊および召集解除等の手続きを行い、部隊を解体することである。

外地部隊においては、部隊が内地へと帰還し、復員処理を行うことを指す。この復員に関する一連の作業を復員業務という。

昭和20年8月18日、陸軍省は戦争の終結に伴い「帝国陸軍復員要領」¹⁴において、帝国陸軍すべての部隊の復員実施を決定した。

内地部隊は、8月18日の「帝国陸軍復員要領細則」¹⁵に従って復員を完了し、外地部隊は内地部隊の復員が完了したのち、9月10日の「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」¹⁶に従って、内地への帰還を開始した。9月23日には「外地部隊留守業務処理要領」が出され、復員に際し、部隊の軍人軍属等の人員掌握、留守名簿や外地部隊で作成された扶助業務関係書類の携行および整理・提出、関係機関への通報など「外地部隊の復員に伴ふ留守業務処理」（以下、「復員業務」という）については、外地部隊の長が行うこととされた¹⁷。

外地からの復員は、「指令第一号」（陸海軍一般命令第一号、昭二〇・九・二）によって定められた連合国軍の管理地域別に行われ、同年9月、アメリカ軍管理区域の引揚を皮切りに随時実施された¹⁸。

内地の上陸港では、上陸地支局によって帰還した部隊の除隊・召集解除等の復員手続きが速やかに行われた。また、部隊の建制を維持し、復員業務の処理能力を有した部隊（以下、「建制部隊」という）の長が提出した書類等は、上陸地の残務処理部を経て、人員の掌握に関する最終整理のために留守業務部または軍人軍属等の本籍地地方世話部などへ送られた¹⁹。

一方で、戦闘などにより部隊の建制が破壊され、復員業務を行う長を失った部隊（以下、「非建

制部隊」という)の軍人軍属等は、個々に帰還する者も多く、部隊長に代わり上陸地支局長が復員業務を行った。

復員が進むにつれ、非建制部隊が多くなり復員業務が煩雑化したため、昭和21年4月15日、陸軍の復員業務を引き継いだ第一復員省は、部局ごとに行われていた復員業務を一貫化することを目的とした「復員留守業務規程」²⁰を定めた。

なお復員留守業務規程の中で、留守業務とは「外地部隊所属軍人、軍属の掌握(当該部隊の各個人に付身上、特に生存、死亡、生死不明等の区分を確実に把握するを言う)、死亡者、生死不明者、扶助業務(遺骨、遺留品、靖国神社合祀手続、祭祀料、慰霊祭、叙位、叙勲、恩給、功績等)及留守宅渡等に関する事項の総称」であると記されている。

1.3 未復員者調査と戦没者等遺族への援護

終戦から昭和23年初頭においては、中国本土や南方地域からの復員(および集団引揚)が順次行われたが、復員作業が進むにつれ、多数の生死不明者や未復員者の存在が判明し、未復員者に関する調査が開始された。本節では、未復員者に関する調査および戦没者等援護業務とその背景について確認する。

昭和21年8月、引揚に関する責任庁であった厚生省は、未復員者の確実な把握と消息調査に関する基礎資料を作成²¹するため、各都道府県を通じて全国の未復員者の留守家族から「陸軍軍人軍属未復員者届」(厚生省令第七号「八・一届」)を一斉提出させた。同年11月には、復員庁が作成した「未帰還者等の調査整理に関する規程」²²により、復員関係官署が保有している未復員者等の個人の身上および未復員部隊の編成・行動に関する資料の調査や整理を行うこと、また留守担当者や復員者、動員・補充・輸送等の業務に従事していた者から資料や情報を収集することが定められた。これにより、国と都道府県地方世話課は連携して未復員者の究明にあたることとなった。

1.3.1 ソ連邦からの引揚げと未復員者調査業務

昭和21年11月、ソ連邦および旧満州地域からの復員が開始された。上陸地の帰還者は非建制部隊であることが多く、「身上申告書」(2.3.2【陸軍身上申告書】参照)の記入提出や行方不明者や未復員者に関する聞き取り調査などが行われた。これらの調査により、ソ連本土へ連行された軍人軍属および一般邦人の状況が徐々に明らかとなった。終戦直後の日本では占領下における様々な制約があり、未帰還者調査においても例外ではなかった。一方で上陸地での調査だけでは不十分であるとし、同22年1月には、ソ連邦地区未帰還者の状況調査を促進する目的で「ソ連地区未帰還者の状況調査の件達」(復第七号)²³が、同24(1949)年3月には、未復員者に関する情報提供を留守家族へと促すため、「未復員者についての届に関する政令」(昭和二十四年政令第五号、「三一調査」)が公布され²⁴、未復員者の情報収集を行った。

また昭和25(1950)年からは、年度ごとに「未復員者の調査(整理)業務実施計画」が作成され、厚生省の外局である引揚援護庁の下に調査実施の方針および要領等が明記された。これにより、ソ連地区未復員者の本格的な調査が始動した²⁵。

昭和26(1951)年3月5日、新たに「復員業務規程」²⁶が規定された。第一章総則第一条には「引揚援護庁設置令及び地方自治法等に基き、現に復員を完了していない旧陸軍軍人軍属の復員及びこれに関連する事項につきその細部を規定する」²⁷目的が示され、復員業務もソ連地区未帰還者調査の意義を強めた。

1.3.2 サンフランシスコ平和条約発効後の調査・援護等業務

昭和27(1952)年4月28日、「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)の発効による国家としての主権の回復に伴い、国は戦傷病者および戦没者遺族等に対する援護事業を開始した。同年4月30日「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が成立し、援護業務は、国が国家補償の精神に基づき、戦傷病者および戦没者遺族等に対し、障害年金・遺族年金等を支給し援護を行うことが定められた。

また昭和28(1953)年には、「恩給法の一部を改正する法律」が施行され、昭和20年11月以降連合軍司令部により停止されていた旧軍人軍属およびその遺族に対する恩給受給権が復活した²⁸。またその後の恩給法改正に伴い、戦犯および旧軍法会議における受刑者の恩給受給権や戦地特別加算に関する事実調査を実施した。

未帰還者調査においては、昭和28年に「未帰還者留守家族等援護法」が公布され、未帰還者の調査究明は国の責任において行うことが明らかになった。また、未復員の旧軍人軍属および未引揚邦人の調査機構については、厚生省に「未帰還調査部」を設置することで一元化し、引き続き調査を実施した。

昭和34(1954)年、中国およびソ連地域からの集団引揚が終了するにあたり、「未帰還者に関する特別措置法」が制定された。徹底的な調査究明に努めてもなお消息不明である者または実態調査により死亡が想定される者については、裁判手続きによって国が戸籍処理を行い、未帰還調査の最終処理を行うことが決定された²⁹。

以上、留守・復員業務および調査・援護等業務における業務内容と資料の作成背景を確認した。第2章では、これらの資料群を対象に分析を行う。

2 陸軍人事関係等資料群の分析

第1章で確認したように、館が所蔵している陸軍人事関係等資料のうち、作成背景が明らかである資料群を「留守・復員業務に関する資料群」および「調査・援護等業務に関する資料群」に分類し、資料群名称、資料点数、請求番号、資料の作成および復員要領または作成部局を示したものが表2および表3である。第2章では、この分類に沿って陸軍人事関係等資料群の分析を行う。

分析対象は30群のうち、規程(作成過程)や用途が明らかであるもの、軍人軍属等全体に関するものを条件とし、12群³⁰を選出した。これらはいずれも利用請求が多く、構成を明らかにすることにより利用者の一助となるだろう。

分析するにあたっては、館が所蔵する資料の目録を掲載した「国立公文書館デジタルアーカイブ」から目録情報をCSVデータでダウンロードし、各資料群のメタデータ一覧を作成して活用した。資料群と資料名が同一名称であるものも多いため、資料群を指す場合には【】、具体的な資料を指す場合には、初出のみ「」で囲むこととした。

分析対象とする資料群の概要は表を用いて示した。表には「資料群名」、主な資料の標題規則を示した「主な資料の標題」、主な資料の「構成および様式」、資料に記載された「基本情報」を記載した。なお、2.4以降の「調査・援護等業務に関する資料群」は、その業務に関する関係資料群が多く、標題規則がない資料が多く含まれる。この場合は、資料群に含まれる主な内容をまとめ、「主な資料の種類」として示した。各資料群の分析結果は、資料群説明の冒頭に表としてまとめた。

表2 留守・復員業務に係る資料群

資料群名称	資料点数	請求番号	作成要領※1	復員要領※1
①留守名簿（陸軍）（以下、内訳）	10181	—	陸垂普第一四三五号	陸普第一八八〇号
留守名簿（南方）	3013	平2 3厚労04211100 ～平2 3厚労07223100	同上	同上
留守名簿（沖縄）	61	平2 4厚労02234100 ～平2 4厚労02294100	同上	同上
留守名簿（支那）	1394	平2 4厚労02295100 ～平2 4厚労03688100	同上	同上
留守名簿（船舶）	517	平2 4厚労04754100 ～平2 4厚労05270100	同上	同上
留守名簿（航空）	1065	平2 4厚労03689100 ～平2 4厚労04753100	同上	同上
留守名簿（北方等）	2274	平2 5厚労00577100 ～平2 5厚労02850100	同上	同上
留守名簿（副等）	715	平2 7厚労03222100 ～平2 7厚労03936100	同上	同上
留守名簿（旧等）	1142	令5厚労00777100 ～令5厚労01918100	同上	同上
②入院患者名簿（陸軍）	2070	平2 7厚労05477100 ～平2 7厚労07546100	—	（携行復員）
③病床日誌・入院患者名簿（陸軍）	11	平2 7厚労02183100 ～平2 7厚労02193100	—	（携行復員）
④死亡者連名簿（陸軍人事資料）	2359	平2 7厚労10067100 ～平2 7厚労12425100	陸普第一八八〇号	陸普第一八八〇号
⑤陸軍死亡者関係資料	3189	平2 8厚労00335100 ～平2 8厚労03523100	—	—
⑥遺骨遺留品名簿 ※2	430	①平2 4厚労00427100 ～平2 4厚労00535100 ②平2 5厚労00451100 ～平2 5厚労00576100 ③平2 6厚労00657100 ～平2 6厚労00763100 ④平2 7厚労02264100 ～平2 7厚労02351100	陸垂普第一四三五号	陸普第一八八〇号
⑦陸軍除隊召集解除者連名簿（以下、内訳）	2566	—	陸普第一八八〇号	陸普第一八八〇号
陸軍除隊召集解除者連名簿	2258	①平2 6厚労04690100 ～平2 6厚労06947100	同上	同上
陸軍除隊召集解除者連名簿（1946）	308	②令4厚労00390100 ～令4厚労00697100	同上	同上
⑧陸軍身上申告書	3792	平2 6厚労06948100 ～平2 6厚労10739100	一復第三六号	一復七四四号
※1：作成要領および復員要領はそれぞれ、陸垂普第一四三五号は「留守業務規程」、陸普第一八八〇号は「外地部隊留守業務処理要領」、一復第三六号は「建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件」、一復七四四号は「復員留守業務規程」を指す。 ※2：「遺骨遺留品名簿」は、平2 4厚労には北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉、平2 5厚労には東京・神奈川・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重、平2 6厚労には滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・島根・鳥取・岡山・広島・山口・徳島（東京・埼玉・山梨・新潟を含む）、平2 7厚労には高知・香川・愛媛・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄、が含まれる。				

表3 調査・援護等業務に関する資料群

資料群名称	主な作成部局	資料点数	請求番号
⑨陸軍復七名簿※	留守業務部および未帰還調査部	50	平26厚労04640100 ～平26厚労04689100
⑩陸軍法務関係文書	法務調査部など	461	①平28厚労03524100 ～平28厚労03974100 ②平30厚労00667100 ～平30厚労00676100
⑪陸軍部隊略歴	援護局など	271	平24厚労01963100 ～平24厚労02233100
⑫部隊資料	留守業務部、未帰還調査部、復員課史実室、法務調査部など	2692	①平29厚労01754100 ～平29厚労04404100 ②平30厚労00677100 ～平30厚労00717100

※復七名簿の作成は「ソ連地区未帰還者の状況調査の件達」（復第七号、昭和二二、一、二三）に基づく。

2.1 留守・復員業務に関する資料群（留守業務）

2.1.1 【留守名簿】

表4 留守名簿 概要表

【留守名簿】	
主な資料の標題	留守名簿 固有部隊名（〇〇第0000連隊）および通称号（〇第0000部隊）
構成および様式	部隊ごとに作成。連名簿型で五十音順に編綴。
基本情報	個人に関する記載項目（所属部隊および前所属部隊の編入年月日・本籍（在留地）、留守担当者の情報、徴集（任官）年、役種、兵種、官等・等級、級俸、発令年月日、氏名、生年月日、留守宅渡の有無、補修年月日）

表4は、【留守名簿】に関する概要表である。

留守名簿は、部隊の人員掌握を目的として作成された連名簿である。

昭和19年11月30日、「留守業務規程」に基づき作成が義務付けられた留守名簿は、部隊に所属する軍人軍属等の状況や留守宅に関する情報を明確に記載し、人事・恩賞の処理、留守家族や戦没者遺族への援護を行うにあたって、「根基となすべき重要書類」と位置づけられた³¹。

復員の際には、部隊長など復員業務処理者から上陸港の上陸地支局を経て留守業務部へ提出され、人員掌握のほか部隊実態調査や援護業務の基礎資料としても、長く活用され続けた資料である³²。

館が保有する【留守名簿】は、平成23年度から平成27（2015）年度、令和5（2023）年度に厚生労働省から移管され、目録が公開されている。令和7年現在、[南方][沖縄][支那][船舶][航空][北方等][旧等][副等]の8つの群に分かれており、[船舶][航空]を除いた6つの群は、地上部隊の留守名簿である。この6つの群は昭和20年の「指令第一号」³³によって定められた連合軍の各管理地域と対応しており、留守名簿以外の資料群にも適用されている。

表5は、【留守名簿】の群と、連合軍各軍の管理地域および終戦時の日本軍の配置をまとめたものである。

表5 留守名簿の該当範囲

留守名簿の名称	連合軍	管理地域および終戦時における日本軍の配置
【留守名簿（南方）】 【留守名簿（副等）】 【留守名簿（旧等）】	アメリカ軍	南朝鮮地区（第17方面軍）、中部太平洋諸島地区、小笠原地区（第31軍、パラオ兵団、小笠原兵団）、フィリピン（第14方面軍）、沖縄地区（第32軍）
	オーストラリア軍	ビスマルク諸島、ブーゲンビル島地区（第8方面軍）、東部ニューギニア（第18軍）、ボルネオ地区（第37軍）
	イギリス軍	シンガポール、マレー、アンダマン、ニコバル地区（第7方面軍直轄部隊、第29軍）、ビルマ地区（ビルマ方面軍）、南部仏印地区、タイ地区（第38軍の半分、第18方面軍）、スマトラ地区、ジャワ地区（第29軍、第16軍）、セレベス島、モルッカ諸島及び西部ニューギニア（第2軍）
	中国軍（南方地域）	北部仏印（第38軍の半分）
【留守名簿（支那）】 【留守名簿（旧等）】	中国軍	中国本土（支那派遣軍、第6方面軍など）
【留守名簿（北方等）】	ソ連軍	中国東北部など旧満州（関東軍）、北朝鮮地区、千島、樺太（第5方面軍）
	中国軍	台湾地区（第10方面軍）
【留守名簿（船舶）】		全域
【留守名簿（航空）】		全域

※表5は、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』（ぎょうせい、1997年）を参考に、著者が作成した。

【留守名簿（南方）】には、アメリカ、オーストラリア、イギリス軍管理地域および南方方面に展開した地上部隊の留守名簿が含まれている。通常、南方地域には含まれない沖縄や南西諸島、北緯38度以南の朝鮮地区（南朝鮮）が含まれているが、これはアメリカ軍の管理地域であったためである。

【留守名簿（支那）】には、中国軍管理地域³⁴（中国本土）に展開した、主に支那派遣軍に属する地上部隊の名簿が、【留守名簿（北方等）】には、ソ連軍管理地域である中国東北部（旧満州地域）、北緯38度以北の朝鮮地区、千島・樺太地域に展開した、主として関東軍・第5方面軍に属する地上部隊の名簿のほか、台湾部隊・要塞部隊などの名簿も含まれている。関東軍・第5方面軍に属する部隊の多くは、昭和20年8月9日のソ連の参戦後にソ連地域に連行された部隊（以下、「入ソ部隊」という）である。【留守名簿（沖縄）】は、昭和46（1971）年に厚生省援護局調査課が遺族年金支給などのために調査を行い、新たに沖縄県出身者のみを集めた留守名簿である³⁵。

【留守名簿（副等）】【留守名簿（旧等）】は主に「南方」および「支那」に含まれる部隊の旧名簿や副名簿が多いが、令和5年度移管の【留守名簿（旧等）】には、中支那部隊の留守名簿の正本が含まれている。

地上部隊のほか、陸軍船舶部隊・陸軍航空部隊の留守名簿があり、地域を限らず【留守名簿（船舶）】【留守名簿（航空）】にまとめられている。留守名簿には、原則として「部隊人員調査表」や「部隊略歴」を添付し提出することになっていたが³⁶、これらの資料が綴られていないことがある。その部隊は玉砕部隊や非建制部隊であることが多い。逆に「転属者名簿」「死亡者名簿」など多数の資料が合綴されていることもあり、円滑な復員が早期に行われた部隊にはこの傾向が見られる³⁷。船舶・航空部隊の留守名簿には、軍属・雇用人だけをまとめた名簿や「イロハ留守担当者名簿」などが合綴されていることもあり、地上部隊とは異なった、部隊の特殊性が伺える。また、「復七名簿」（2.4.1【復七名簿（陸軍）】参照）が含まれた名簿は、地上・船舶・航空にかかわらず、入ソ部隊であることがわかる³⁸。このように留守名簿の構成を見ることにより、その部隊が置かれていた状況を推測

できる。

留守名簿は規程により、部隊別に作成され、連名簿は五十音順に綴られている。表紙には「何々隊（固有名）・何々隊（通称号）留守名簿」とすることが定められており、部隊に所属した軍人軍属全員が記載されることが想定されていた。また、業務遂行上、複数部作成されており、「(旧)」「(正)」などが残存する部隊もある。

基本情報は、軍人軍属の個人の身上（氏名、生年月日、本籍などや徴集（任官）年、役種、兵種、官等・等級、級俸、発令年月日、編入年月日など）、留守宅に関する情報（氏名・続柄など）である。留守名簿は連名簿であるため、個人の詳細な軍歴などは含まれないが、復員、入院記録、抑留情報など、項目に含まれない明瞭な情報は必要があれば欄外に注記された³⁹。未復員者調査などに活用された留守名簿には、その調査記録などが記入されているものもある。

以上のとおり、【留守名簿】は、陸軍の人事資料として中心となる資料であり、名簿の表紙には規程に基づく規則性があるため、所属者の部隊名をキーワードとして容易にたどり着くことができる。陸軍関係のファミリーヒストリー調査などでは、まず留守名簿を確認することをおすすめしたい。

2.2 戦地における死没者または戦傷病者に関する記録

外地の戦傷病者および死亡者の情報は、外地部隊長から内地の留守業務部、本籍地連隊区司令部（将官は本籍地師管区司令部）へ通報され、その後本籍地の留守担当者へ通報された。死亡者が生じた際は、本籍地連隊区（師管区）から市区町村長および留守担当者へ報告が行われ、戸籍の抹消が行われた。

前述のとおり、留守業務とは個人の身上、特に生存、死亡、生死不明等の区分を確実に把握し、戦傷病者や死亡者が発生した際には個人およびその留守家族に対し、的確な扶助業務を行うことである。以下、【入院患者名簿（陸軍）】・【病床日誌・入院患者名簿（陸軍）】、【死亡者連名簿（陸軍人事資料）】・【陸軍死亡者関係資料】、【遺骨遺留品名簿（陸軍）】は、この扶助業務の一環を担う資料群である。

2.2.1 【入院患者名簿（陸軍）】・【病床日誌・入院患者名簿（陸軍）】

「入院患者名簿」に関する規程は、留守・復員関係規程の中には見られない⁴⁰。しかし、特定の部隊の復員規程⁴¹には復員携行資料として「入院患者名簿」および「入院患者連名簿及病床日誌綴」の記載が、外地部隊留守業務処理要領には「還送患者名簿」の記載があるため、本項では「入院患者名簿」「病床日誌」と当資料群に含まれている「還送患者名簿」をまとめて述べる。

表6は、【入院患者名簿（陸軍）】および【病床日誌・入院患者名簿（陸軍）】に関する概要表である。

表6 入院患者名簿（陸軍）・病床日誌・入院患者名簿（陸軍）概要表

【入院患者名簿（陸軍）】・【病床日誌・入院患者名簿（陸軍）】	
主な資料の標題	・入院患者名簿 収容病院名（第00野戦病院・兵站病院などの衛生機関） ・病床日誌・入院患者名簿（陸軍）
構成および様式	収容病院名別に作成。連名簿型。
基本情報	氏名・本籍・所属・官等級、病名、還送年月日、第一収容病院名（内地到着後最初の収容病院）、摘要（備考）、および留守担当者の情報。

表1の分類に「入院患者名簿（恩給関係）」とあるように、これらの資料は公務扶助料等恩給請求のための証拠資料である。これらの名簿および日誌は、終戦に伴う復員のために作成された資料ではない。「病床日誌」は陸軍病院などの衛生機関⁴²において作成された、入院患者の症状や治療経過などの記録である⁴³。戦地での治療が不可能と判断された入院患者を内地へ還送する際、還送元の病院長は還送患者と共に「還（転）送患者名簿」と「病床日誌」を内地へ転送し、還送患者の所属部隊長へ通報することとされていた⁴⁴。また戦地の衛生機関で記録された「病床日誌及入院患者名簿」はその衛生機関が復員する際には復員先の陸軍病院へ移管された⁴⁵。様式については「医務室及衛戍病院所要簿表」⁴⁶に詳細があり、「還送患者名簿」は部隊別、一枚が本籍地別に作成された。基本情報は、個人の氏名、本籍、所属の身上のほか、罹病や受傷の内容、還送の場合はその年月日と収容病院等である。

ここで注目したいのは名簿および日誌は、入院患者の所属部隊ではなく、入院患者が収容されていた衛生機関で作成・管理されていたものであり、資料名には患者の所属部隊名が含まれない。そのため、患者の所属部隊名が明らかであっても収容病院が分からない場合はこの資料群から直接、特定の人物を見つけ出すのは難しい。したがって、特定の人物を探す場合はまず軍歴証明資料や留守名簿などに当たるのがよいだろう。また特定の人物が入院先で死亡している場合は、「死亡者連名簿」の死亡場所欄に病院名が記載されるため、ここから収容病院を特定することも可能である。

特定の人物を探す場合に必要な情報は、①病院収容時期②収容先の病院名である。当資料群の資料点数は2000点以上あり、またその種類も豊富である。作成期間も多岐に渡るため、資料群の詳細な調査は今後の課題としたい。

2.2.2 【死亡者連名簿（陸軍人事資料）】・【陸軍死亡者関係資料】

戦地の死亡者、生死不明者および行方不明者に関する情報は、死亡者所属部隊の長から本籍地師団長および連隊区司令官へ通報がなされたのち、本籍地市区町村長が死亡報告書を作成し、留守宅へ死亡者通報を行う義務があった⁴⁷。復員時には「死亡者連名簿」が作成され、部隊長は上陸地の残務処理部を通して、留守業務局へ名簿を送付し、留守業務局から死亡者の本籍地地方世話課へ通報がされた。通報を受け取った地方世話課は死亡報告書を調製して、死亡公報を行った。

死亡者連名簿は、戦地の死没者に関する連名簿である。基本情報は、戦傷病者の個人に関する情報と死亡区分⁴⁸とその内容、死亡場所、留守宅の情報である。実際の死亡者連名簿は留守業務規程中の様式とは多少異なり、遺骨・遺留品の有無、靖国神社合祀、祭祀料、慰霊祭、叙位、叙勲、恩給、功績の処理等、扶助業務に関する欄が追加されている⁴⁹。

表7は、【死亡者連名簿（陸軍人事資料）】および【陸軍死亡者関係資料】に関する概要表である。死亡者連名簿は、都道府県別に綴られている。資料名に都道府県名・号数を持つ簿冊は、それぞれ表紙裏に貼付された1号から5号および7号⁵⁰の規則に従って、留守業務部（局）公報課により編綴されている。留守業務規程以前の死亡者のみを集めた名簿は3号・5号にあたり、したがって昭和20年以降の死亡者は含まれない。一方、1号・2号・4号は規程作成後および復員時に作成・収集された名簿であり、戦時中から復員までの死亡者を含む。このように作成過程や編綴状況が異なるため、簿冊の秩序はそれぞれ異なる。死亡者連名簿と共に携帯復員の指示があった資料には、「生死不明者連名簿」がある。

表7 死亡者連名簿（陸軍人事資料）・陸軍死亡者関係資料 概要表

【死亡者連名簿（陸軍人事資料）】・【陸軍死亡者関係資料】	
主な資料の標題	死亡者連名簿（陸軍人事資料） 本籍地都道府県名、○号 生死不明者連名簿 固有部隊名（○○第0000連隊）等
構成および様式 本籍地都道府県別に作成	1号「当名簿は昭和二〇.一.一以降処理せるものを記載す。尚将来引続くものなり」 <様式> 本籍地連隊区別連名簿、イロハ順。 2号「昭二〇.八.二〇より同年一.一の間、当部が緊急処理として処理せるものを記載し、原本は各世話部に保管しあり」 <様式> 本籍地連隊区別連名簿、終戦直後が多い。 3号「留守担任部隊より二〇.一.一まで、当部が移管を受けたる名簿なり」 <様式> 部隊別連名簿、外地部隊—留守部隊の対応表あり、昭和20年以降の死亡者は含まれない。 4号「復員部隊が作成せる死亡者連名簿を編綴せる名簿なり」 <様式> 本籍地連隊区別連名簿、留守業務部で調整。 5号「昭和一九.八.一より同年一.一迄東部留守業務班に於て処理せるものを連隊区に移管せる名簿なり」 <様式> 連名簿、昭和20年以降の死亡者は含まれない。
基本情報	氏名・本籍・所属隊・役種官等級・勲功位、死亡年月日・死亡事由・死亡場所・死亡通報の有無、留守担当者の情報、扶助関係書類、摘要欄、その他扶助関係書類および通報欄（※一復第七四四号「死亡者・生死不明者原簿 乙用紙」参照）。

資料群中には連名簿以外も存在し、死亡者生死不明者名票などには個人の詳細な死亡事由や遺骨・遺留品の還送状況、留守名簿の対応番号などが記載されている。死亡証拠書類が不足し、死亡の確認ができない者の身上は、その部隊の戦闘状況等において判定され、部隊の最高指揮官が死亡の認定を出した⁵¹。これが死亡者認定票である。【死亡者連名簿】中の死亡者認定票は玉砕部隊のほか、船舶・航空部隊の資料も多く、船舶班や航空班により都道府県別に作成されたものも多い。

また生死不明者および行方不明者については未復員者として調査業務の対象にもなり、戦後に死亡認定された者も多い⁵²。【陸軍死亡者関係資料】は、未復員の生死不明者または行方不明者を死亡認定するまでの調査資料を多く含む⁵³。

なお、ソ連の収容所で死亡した者の連名簿はこの中には含まれておらず、【旧ソ連邦抑留者関係】資料群の中に【死亡者連名簿】（平3 0厚労 00164100～平3 0厚労 00210100）が存在する。こちらはいずれも抑留地区別に分けられている。

2.2.3 【遺骨遺留品名簿（陸軍）】

表8 遺骨遺留品名簿（陸軍）概要表

【遺骨遺留品名簿（陸軍）】	
主な資料の標題	遺骨遺留品名簿 都道府県名 ○号
構成および様式	本籍地都道府県別に作成、①連名簿型または②個人証明書型。
基本情報	①（陸亜普第一四三五号）氏名・本籍・所属部隊・官等級、留守担当者の情報、死亡（年月日・区分・場所・事由）、遺留品、摘要、遺留品目録 ②（引揚援護庁訓第一号）宰領者の氏名・所属部隊・階級・帰郷後の住所・死亡者との関係・上陸年月日・船名、死亡者の氏名・本籍・部隊名、死亡（年月日・区分・場所・事由）、遺留品の品目・数量・入手経緯、留守担当者の情報、官公署項目（公報年月日、移管中継官公署名）等

表8は、【遺骨遺留品名簿（陸軍）】に関する概要表である。戦没者の遺骨・遺留品は「死亡者及其の遺族に対する道義に基き特に懇切確実に取扱うもの」とされた。戦時中は護送人によって内地へ還送され、留守業務部、本籍地師管区および連隊区を通して留守担当者へ護送された⁵⁴。

終戦後の復員に際しては、上陸地支局において遺骨・遺留品の引き渡しが行われ、本籍地地方

世話課へ護送された。「遺骨遺留品名簿」は遺骨等と共に持ち帰られ、遺骨等と共に本籍地へ送られるほか、留守業務部へも送付された⁵⁵。

【遺骨遺留品名簿（陸軍）】は、都道府県別に再編綴された名簿であり、平成24（2012）年から平成27年の4年にわたり、館へ移管された資料群である。遺骨遺留品名簿は死亡者の連名簿と、遺留品がある者については別途遺留品目録が作成された。

留守業務規程では連名簿型であったが、昭和26年の復員業務規程が制定された際には、連名簿型から、個人情報と遺骨・遺留品を携行した宰領者の情報および遺留品情報が一枚となった個人証明書型へと様式が変更された。

これらの死亡者に関する資料は、死亡者の恩典関係や戦没者遺族に対する扶助料支給の基礎となる情報源であり、各関係官公署において厳密な整理のもと、保持されてきたことがわかる。

2.3 留守・復員業務に関する資料群（復員業務）

2.3.1 【陸軍除隊召集解除者連名簿】

表9 陸軍除隊召集解除者連名簿 概要表

【陸軍除隊召集解除者連名簿】	
主な資料の標題	除隊召集解除者連名簿 固有部隊名（〇〇第0000連隊） 除隊召集解除者連名簿（1946年度）
構成および様式	部隊別に作成。連名簿型で本籍地ごとに別業。
基本情報	氏名・本籍・役種・兵種・官等級および留守担当者の情報、除隊召集解除日時および場所（現地または上陸地）等。

表9は、【陸軍除隊召集解除者連名簿】に関する概要表である。「除隊召集解除者連名簿」は、上陸港において行われる復員手続き（除隊および召集解除）の記録である。復員手続き後は、除隊（召集解除）証明書が発行され、これをもって復員完結とした。除隊召集解除者連名簿は複数部作成され、上陸地で提出されたのち、留守業務部や地方世話課へと送られた⁵⁶。館へ移管された名簿は留守業務部へ送られたものと推定される。

名簿は部隊別、一枚は本籍地別に作成され、基本情報は個人および留守宅に関する情報と除隊・召集解除の場所および日時である。現地召集者や本籍が外地にあり、現地で除隊（召集解除）された者も共に記載され、入院患者や受刑者は欄外に注記がなされた。資料群の構成をみると、規程どおり本籍地連隊区別に分冊されているものや解雇傭者のみを集めた資料も見られる。また【陸軍除隊召集解除者連名簿】には「乗船者名簿」⁵⁷や「復員者連名簿」などが含まれることから、この資料群は、無事内地へ帰還し復員完結に至った生存者の記録、と言えよう。

2.3.2 【陸軍身上申告書】

表10は、【陸軍身上申告書】に関する概要表である。復員作業が進むとともに、建制部隊の復員を前提とした留守業務処理要領では対応できない帰還者が増えたため、昭和20年12月、「身上申告書」による復員完結を開始した。

人事資料を携行せずに個々で帰還した軍人軍属等に対しては、上陸地において身上申告書や「死亡者・生死不明者・抑留者等覚書」（以下、「覚書」という）を記入させて復員手続きを行った⁵⁸。

身上申告書は履歴書型であり、すべて手書きである。戦時名簿等の代替とするため⁵⁹、個人や留

表 10 陸軍身上申告書 概要表

【陸軍身上申告書】	
主な資料の標題	身上申告書 固有部隊名(〇〇第0000連隊)または軍隊符号を含む固有部隊名(00H A司令部等)等。
構成および様式	部隊別に作成。履歴書型で五十音順に編綴。
基本情報	氏名・生年月日・本籍・復員後の連絡先・留守宅情報・終戦時・前所属の所属部隊情報・終戦時の職務・官等級、最も長くいた収容所名、携行書類、引揚船名等、行動(履歴)概況等。 様式は、一般抑留者用(一復第三六号に基づく)と入ソ抑留者用(一復七四四号、引揚援護序訓第一号に基づく)があり。

守宅に関する身上のほか、部隊略歴にあたる復員までの行動(履歴)概要等も記入させた。そのため、人事資料の中では特に個人に関する詳細な情報が多い。

身上申告書は部隊別、五十音順に綴られている。関東軍や満州国境付近に配備された地上部隊(陸軍病院を含む)のほか船舶・航空部隊や、ごく僅かであるが中部太平洋・沖縄・硫黄島部隊など南方地域の身上申告書も存在する⁶⁰。

初期復員の段階では様々な部隊に対応した様式であったが、入ソ部隊所属者の復員が増えるにつれ、入ソ部隊専用の様式が規定された⁶¹。留守名簿や復七名簿の中には、身上申告書を提出して復員した者の欄外に「身」の記述が追記されている場合があり、名簿間での照合作業が行われていたことがわかる。また、入ソ部隊の身上申告書はソ連地域抑留の実態を明らかにする基礎資料として、その後の未帰還者調査究明に活用された⁶²。

以上のように【陸軍身上申告書】は、その他のソ連地域未帰還者調査資料とも密接な関係にあり、調査の際には、まず確認してほしい資料群である。

2.4 調査・援護等業務に関する資料群

ここからは、厚生省の調査・援護等業務に関する資料群の分析を行う。未帰還者調査関係、法務関係、恩給関係資料が主であり、基本的には規程等はなく、これらの業務遂行のため作成された関係資料群である。

2.4.1 【復七名簿(陸軍)】

表 11 復七名簿(陸軍) 概要表

【陸軍復七名簿】	
主な資料の標題	ソ連地区未帰還者索引名簿 都道府県別
構成および様式	当資料群は、復七名簿の索引名簿である。「復七名簿」は、部隊別に作成、連名簿型。
資料群に含まれる主な内容	「復七名簿」：正式名称は「復第七号 ソ連地区未帰還者部隊別連名簿」、ソ連邦地区未帰還者の状況調査を促進する目的で作成された。館に移管された「復七名簿」の本名簿は【留守名簿(北方等)】【留守名簿(航空)】【留守名簿(船舶)】などに合綴されている。
基本情報	以下は「復七名簿」の基本情報である。 氏名・本籍(留守担当者現在住所続柄名)・摘要、処決・兵種・官等、留守名簿と同様に復員や除隊・召集解除情報は処決欄または欄外上部に、所在情報や世話課からの通報に関しては摘要欄または欄外下部に記入があり。

表 11 は、【復七名簿(陸軍)】に関する概要表である。「ソ連地区未帰還者部隊別連名簿」通称「復七名簿」は、第 1 章で述べたとおり、昭和 22 年にソ連邦地区未帰還者の状況調査を促進する目的で作成された名簿である。

復七名簿は、上陸地での証言調査に資する基礎資料であると同時に、留守業務部と本籍地地方世話課との間で未復員者の人員照合を行うための役割を担った。名簿は、留守業務部により部隊別

に編綴されている⁶³。

資料群としての【復七名簿】は、留守業務部航空班が作成した都道府県別の「ソ連地区未帰還者索引名簿」である。名簿そのものについては留守名簿の項で触れたとおり、入ソ部隊の留守名簿に多く合綴されている。本項では留守名簿に合綴された復七名簿を分析対象とした。「復七名簿」の個人情報項目は他の連名簿に比べて少ないが、入ソ者の投獄記録や収容所名といった復員者による証言や身上申告書、覚書と照合された記録および地方世話課からの通報記録等が追記されており、これらの情報は合綴の留守名簿へと集約された⁶⁴。未帰還者調査の過程や資料群の関係等がわかる資料の一つであろう。

2.4.2 【陸軍法務関係文書】

館の保有する陸海軍に関する法務関係資料には、平成11(1999)年から翌12(2000)年にかけて法務省から移管された【戦争犯罪裁判関係資料】いわゆる極東国際軍事裁判およびBC級戦争裁判資料、平成27年から移管が開始された司法文書【軍法会議関係資料】があるが、【陸軍法務関係文書】もそのひとつであり、2つの資料群とも密接な関係を有している。

表12は、【陸軍法務関係文書】に関する概要表である。【陸軍法務関係文書】は、主に旧陸軍の司法権および警察権に関する残務処理と、恩給法の一部改正に伴う戦犯およびその遺族または旧陸軍軍法会議受刑者の恩給権回復に伴う法務調査に関する資料群である。

表12 陸軍法務関係文書 概要表

【陸軍法務関係資料】	
主な資料の標題	資料ごとに異なる
構成および様式	資料ごとに異なる
資料群に含まれる主な内容	昭和28年「戦傷病者戦没者遺族等援護法」および「恩給法の一部を改正する法律」の適用による事実調査資料 ① 戦争裁判関連資料 戦犯受刑者公報類、公判記録に関するもの ② 軍法会議関連資料 軍法会議引継関係書類、終戦後犯罪関係書類、恩給法改正に伴う前科調査に関するもの ③ 陸軍規律関連資料(憲兵) 憲兵制度、憲兵隊名簿、ほか軍律関係に関するもの ※法務関係者の人事資料は【部隊資料】にあり

昭和20年11月末、陸海軍の解体に伴い、陸軍の司法機関(陸軍省法務局)の後継として第一復員省法務局法務課が、警察機関(陸軍省兵務局)の後継として第一復員省法務局規律課が設置された。昭和21年6月に2つの課は統合され、復員庁第一復員局法務調査部として旧陸軍の残務処理業務にあたった⁶⁵。

法務調査部の主務は①戦争裁判、②旧軍法会議、③憲兵関係、の残務整理と資料整理である。これらの業務に関する資料は以下の通りである。

法務調査部は、外地部隊の戦犯関係者に対する弁護人および通訳等の人選および派遣、連合軍司令部との連絡等、戦犯関係者の単鴨入所および釈放や裁判結果の公報業務を一任していた⁶⁶。

これに伴い作成された戦争裁判関係資料には「法務公報綴」や「公判記録概要」があり、これらは関係都道府県への公報記録である⁶⁷。昭和31(1956)年には、厚生省で保管していた戦犯資料の一部を戦争裁判関係資料の収集調査を開始した法務省へ「保管転換」することになった⁶⁸。保管転換した資料は、平成11年に法務省から館へ移管された【戦争裁判関係資料】のうち「厚生省移管資料 援護関係等」として、現在、館において利用に供している⁶⁹。

憲兵関係資料については、憲兵の人事資料、服務規程や教育関係などを綴った諸規定綴⁷⁰や軍法会議に関する簿冊が含まれる。これらの資料はその後「復員史」(2.4.4【部隊資料】参照)の作成にも活用された。

旧軍法会議関係資料については、旧陸海軍の司法機関であった軍法会議が廃止されたのち、判決原本等は第一復員裁判所その後地方裁判所へと引き継がれ、館に移管されているが⁷¹、受刑者および終戦直後の軍法会議に関する資料は、軍法会議引継関係資料として【陸軍法務関係文書】内に残されている。

また、昭和28年に制定された「恩給法の一部を改正する法律」(昭和二十八年法律第百五十五号)により、旧軍人軍属、戦犯およびその遺族に対する恩給受給権が復活したことから、法務調査が不可欠となった。戦犯や戦犯容疑者においては、戦犯としての拘禁期間を恩給受給の対象とするため、事実調査が行われた。また、恩給受給権を喪失した犯罪受刑者、特に旧軍法会議において処刑された者については、適用罪の内容に応じて恩給権を回復させる方針が決定された。この方針に基づき、受刑者の前科調査等が実施された⁷²。これら業務において作成された資料に「発来信綴」がある。

以上のように【陸軍法務関係文書】には、旧陸軍の法務に関する残務処理の記録および旧陸軍における受刑者の恩給権回復のための法務調査の記録が残されていることが明らかになった。

なお、陸軍法務官の人事記録は本籍地連隊区には帰属しないため、戦後は厚生省で保管されていた。そのため、法務官の兵籍簿や前述の戦犯関係者弁護士および通訳への命令書などの人事資料は、「2.4.4【部隊資料】」に含まれている。【陸軍法務関係資料】は【部隊資料】と相互関係にあり、また【戦争裁判関係資料】や【軍法会議関係資料】などと合わせて活用することで、より立体的な戦後の調査・援護等業務の実態が明らかとなるであろう。

2.4.3 【陸軍部隊略歴】

表13 陸軍部隊略歴 概要表

【陸軍部隊略歴】	
主な資料の標題	部隊略歴 固有部隊名(〇〇第0000連隊)
構成および様式	部隊別に作成。部隊履歴であり戦闘序列に基づく
資料群に含まれる主な内容	固有部隊名(〇〇第0000連隊)、通称号(〇第0000部隊)、略歴(年月日、行動概要) 「恩給法の一部を改正する法律」(昭和三十六年六月十六日法律第百三十九号)に伴い、作成された「部隊略歴」を含む。

「恩給法の一部を改正する法律」(昭和三十六年六月十六日法律第百三十九号)では、旧軍人恩給の基本在職年に地域加算年が算入された⁷³。

表13は、【陸軍部隊略歴】に関する概要表である。「部隊略歴」は、個人の履歴究明の補助資料とすることを目的として、昭和36(1961)年12月に厚生省援護局により厚生省保管の部隊資料と、都道府県保管の兵籍・戦時名簿等を根拠として調製された資料である。昭和16(1941)年前後に始まる部隊履歴は、外地部隊および終戦時に既に復員(復帰)完結した部隊を対象とし、厚生省に補足資料があった場合は戦闘状況などもより詳しく補完されているため、各部隊の編成から復員までの経過を知るには基礎となる資料群である⁷⁴。

2.4.4 【部隊資料】

表14は、【部隊資料】に関する概要表である。部隊資料とは、部隊に関する資料を指す。

「部隊資料」という固有の名称を持つ資料は存在しないため、部隊資料の作成規定等もまた存在しない。厚生省や都道府県世話課などでは、部隊に関する調査の過程で「部隊資料」という名称を使用している。

【部隊資料】は、どのような性質を持つ資料なのか、資料名からは推測できないものが多く含まれている。作成時期が、戦前から昭和40年代と幅広く、まとまりのない資料群のように見える。

一方で、図面、規則、資料綴、調書、目録など形状、様式を表すものや、図書と推測される資料があり、また「行動概況（概要）」や「資料通報」、「史実資料」など資料名に法則性を持った資料も存在する。この項では、【部隊資料】に含まれる資料を属性ごとに分類し、記載した。

表14 部隊資料 概要表

【部隊資料】	
主な資料の標題	①「部隊資料（部隊概況）（行動概要）」、「部隊資料 資料通報（○）」等 ②「部隊資料（固有部隊名）史実資料」「部隊資料（通称号）史実資料」等 ③「復員留守規程」「留守業務規程」など ④復員史参考資料は、資料ごとに異なる
構成および様式	資料ごとに異なる
資料群に含まれる主な内容	①「部隊概況」「行動概要」「資料通報」は、入ソ部隊の未帰還者調査の過程で厚生省と各都道府県との間で作成された調査に関するもの ②「史実資料」は、沖縄部隊の行動概況や沖縄戦参加者への調査に関するもの ③復員および留守規程類は、留守・復員業務の基礎となる規程に関するもの ④復員史資料は、陸軍復員史作成のために史料調査室（部）によって収集された図書・参考資料、およびその目録またはその計画に関するもの

(1) 「資料通報」「行動概況（行動概要）」

「資料通報」「行動概況（行動概要）」は、昭和20年8月9日のソ連軍との開戦後、ソ連へ連行された未帰還部隊および未復員者の調査を行うために作成された一連の資料である。前述のとおり、「未復員者の調査整理業務実施計画」に基づき開始された未帰還者調査は、主に厚生省と各都道府県民政部（局）世話課を中心に実施され、厚生省引揚援護庁の下では復員局留守業務課が、厚生省内局引揚援護局設置後は未帰還調査部が業務事務の中心となり、実態調査が行われた⁷⁵。各都道府県には、その地域に関係のある部隊の調査担当が振り当てられ、帰還した部隊の復員者に聞き取り調査や通信調査等が行われ、入ソ部隊の編成や開戦から終戦までの戦闘経過、入ソに至るまでの部隊概況等を明らかにした基礎資料が作成された⁷⁶。この部隊資料を「資料通報」といい、随時更新される情報は関係官公署間で共有された⁷⁷。また多数の死亡者があり、調査に困難を要する部隊については厚生省が担当となり、復員者に資料提供を依頼している。館の所蔵資料には、昭和26年前後に留守業務部第3課で作成された、旧満州および関東州の陸軍病院関係の「資料通報」が多く見られる。なお「未帰還者等に関する調査整理業務実施計画」は、館でも所蔵しており⁷⁸、未帰還者等調査業務の具体的な基準や方針などを確認することが出来る。未帰還者調査資料を調べる上では手引きとなる資料であるため、活用してほしい。

(2) 「史実資料」

【部隊資料】には、沖縄部隊に関する資料も多く、「球」「石」などの通称号で検索すると、その

多くが「史実資料」である。

沖縄戦は、沖縄出身者を含む第32軍と本土出身者で編成された友軍（第24師団、第62師団等）により展開された。ほとんどの部隊は玉砕し、本土出身の生存者は終戦後、逐次内地へ復員した。沖縄部隊の名簿は戦闘により滅失したため、戦後実態調査として、名簿の調製や資料の蒐集が行われ、また部隊生存者へは、部隊の戦闘概況や生死不明者の究明および現地で防衛召集された民間人や学徒の身上に関する調査が行われた。「史実資料」は、すなわち沖縄戦に参戦した部隊に関する実態調査資料である。「史実資料」のうち、平29厚労01951100「部隊資料 第32軍史実資料目録・第32軍部隊功績序列一覧表・第32軍関係感状綴（写）」には、第32軍残務処理部によって作成された史実資料の部隊一覧や、部隊功績の調査などが綴られている。

また、【部隊資料】には規程類も含まれ、留守・復員業務の規程である「留守業務規程」「復員留守業務規程」がある。これらの資料は、業務参考資料として使用されていた⁷⁹。また、軍法会議などに携わる法務官の人事資料は【部隊資料】に含まれている。

ここまで【部隊資料】の人事関係資料や規程などを確認してきたが、資料群には「砲兵沿革史」や国葬に関する書類綴など、人事関係資料とは考え難い資料も含まれている。

【部隊資料】には、援護業務資料のほかにも厚生省が「復員史」を編纂するにあたって収集した資料が多く含まれており、これらが大半を占める。

(3) 復員史関係資料

「復員史」については、『引揚援護の記録』の「はしがき」に詳しい。引揚援護院開設時から「引揚に関する記録を残す計画」が構想されており、昭和25（1950）年には、引揚援護史、地方引揚援護局史、海外地域別引揚史、専門別引揚史等が作成中であった。そして、専門別引揚史として「陸軍復員史」の作成が計画されていたようである⁸⁰。

復員史関係資料の主な管理部局は復員課史実室である。終戦後、連合軍総司令部の戦争記録調査機関設置要求に基づき、昭和20年11月陸軍省軍務局内に「史実部」⁸¹が発足し、連合軍総司令部の戦争記録調査機関設置要求に基づき、旧陸軍の史実調査整理業務を行っていた⁸²。

復員史関係資料には、資料目録や業務計画なども多くみられる。

表15 「復員史」のための資料目録およびその計画（抜粋）

請求番号	資料名
平29厚労03093100	部隊資料 陸軍復員史資料関係綴 史料調査専門官
平29厚労03294100	部隊資料 復員史業務処理計画 昭和37年度
平29厚労03369100	部隊資料 旧陸軍関係戦史資料目録等綴 援護局調査課
平29厚労03799100	部隊資料 陸軍復員史編纂資料細目別一連新番号簿

表15は、「復員史」のための資料目録およびその計画を含む主な資料である。平29厚労03799100は、史料調査室が陸軍復員史編纂のために保有していた資料の目録である。「陸軍復員史編纂資料等件名（表題）調書」と題された目録には、資料の配架番号や「部隊略歴」や記載されたインデックスが貼付されており、この「部隊略歴」には、前項の資料群【部隊略歴】と一致する資料名が見られる。また目録中の「連合軍関係書類綴」の項目には、館所蔵の資料群【陸軍連合軍

関係文書】と同様の資料名が記載されており⁸³、これらの資料群は復員史を作成する過程で使用され、その後まとめて館へ移管された可能性が高い。

また、平29厚労03294100には陸軍復員史の詳細項目と関連する資料の収集状況が、平29厚労03093100や平29厚労03369100には、入手資料目録⁸⁴や編纂作業の計画が綴られている。これら、入手資料目録に記載された資料の大半は【部隊資料】として、館へ移管された。しかし一方で、館へ移管されなかった資料がある。

昭和39(1964)年、援護局の厚生省本庁舎移転に伴い、史料調査専門官であった柚原久⁸⁵主導のもと、復員課史実室では保管資料の調査や事業計画が実施されると同時に、保管資料の一部を防衛庁へと移管する計画がなされた。その際、当時の防衛庁防衛研修所戦史室(以下、「戦史室」という)へ寄贈された復員史資料の一部が、令和7年現在、防衛省防衛研究所戦史センター史料室(以下、「防衛研究所史料室」という)で公開されている「柚原文庫」である。

文庫中の「旧柚原史料目録」は、援護局が移転に伴い取りまとめた「援護局保管史料目録」を戦史室で複製したものであり、戦史室ではこの目録から移管を希望する資料を選定したようである⁸⁶。

表16 【部隊資料】復員史関係資料と防衛研究所史料室所蔵「柚原文庫」との突合結果

防衛研究所史料室所蔵「旧柚原目録」		「柚原文庫」	国立公文書館の所蔵資料	
ページ	タイトル	有無	資料群および請求番号	資料名
1	<木箱の内容>永存書類在庫目録 一復送達日記(昭和20~25年)	無	平29厚労02367100	「部隊資料 一復送達日記 自昭和23年5月31日至昭和25年9月13日」
20	軍人軍属に対する退職賞与支給停止に関する資料	無	平29厚労03718100	「部隊資料 軍人軍属に対する退職賞与支給停止に関する資料」
36	久留米師管区戦史 昭和19.7~20	文庫-柚-136	無	無
ソ連裁判に関する調査報告				
34	「ソ連裁判に関する調査報告 第1巻 昭和22」	非公開資料目録 柚原資料にあり	無	無
	昭和23年(第2巻の1、2、3)	無	平28厚労03940100	陸軍法務関係文書 ソ連裁判に関する調査報告(昭和23年) 第2巻の1 舞鶴上陸地支局復員部・舞鶴引揚援護局復員部
		無	平28厚労03941100	陸軍法務関係文書 ソ連裁判に関する調査報告(昭和23年) 第2巻の2 舞鶴引揚援護局復員部
	無	平28厚労03942100	陸軍法務関係文書 ソ連裁判に関する調査報告(昭和23年) 第2巻の3 舞鶴引揚援護局復員部	

表16は、旧柚原史料目録中の資料を数点選出し、防衛研究所史料室と館の目録データを突合した表である。この表を見ると、戦史に関する資料の一部は戦史室へ、その他の資料は援護局に残されたのち館へ移管され、令和7年現在、各々の機関で提供されていることがわかる⁸⁷。

このように【部隊資料】は、未帰還者および行方不明者の調査過程を記した資料を有する一方で、陸軍復員史の作成が計画された際に収集された資料を多く含む資料群であった。復員史資料には館が所蔵する戦没者等援護関係資料のうち一部の資料群の構成が記載されている目録資料も含まれており、資料群の基礎を確認することができた。

また復員史のため収集された資料の一部は、館に移管される前に防衛庁へ移管され、現在は防衛研究所史料室の「柚原文庫」として公開されていることが明らかになった。

以上、陸軍人事関係等資料の資料群ごとに、構成、詳細および特徴の分析を行った。

「留守・復員業務に関する資料群」は個人の身上に関する記録が多く、資料の構成や様式は用途により異なっていることがわかる。表17は、「留守・復員業務に関する資料群」のうち、各資料群の要素をまとめたものである。

外地へ出征した軍人軍属を探す場合、終戦時の所属部隊名が明確であれば、留守名簿から個人を探すことができる。部隊復員していることがわかっている場合は、除隊召集解除者連名簿、抑留経験者であり個人で帰還していることが分かれば身上申告書を探す方法もある。また、何らかの理由によって復員までに個人が死亡している場合は、死亡者連名簿や死亡者関連資料を、必要に応じて入院患者名簿を探す手段もある。「調査・援護等業務に関する資料群」は、戦後の残務処理等に対して、調査および援護を行う過程で作成された資料であることが明らかとなった。「調査・援護等業務に関する資料群」では、個人の身上を把握することは困難であるが、当時の社会情勢や個人が置かれていた状況への理解を深めることは可能である。また、ソ連抑留や沖縄戦、戦争裁判など、ある特定の事柄に対して行われていた業務の実態を読み取ることもできる。

表 17 留守・復員業務に関する資料群の属性

資料群名称	軍人軍属の生存および死亡			その他 入院歴がある (生存/死亡)
	部隊と一緒に 生還した	抑留などにより個 人で生還した	戦時中および 復員までに死亡	
留守名簿（陸軍）	◎	◎	◎	
入院患者名簿（陸軍）			○	◎
病床日誌・入院患者名簿（陸軍）			○	○
死亡者連名簿（陸軍人事資料）			◎	○
陸軍死亡者関係資料			◎	○
遺骨遺留品名簿（陸軍）			○	○
陸軍除隊召集解除者連名簿	◎	◎		
陸軍身上申告書	—	◎		

◎は規程上あるものとみなし、○は条件においてはあるものとみなす

3 資料群の利用および検索方法

第3章では、陸軍人事関係等資料をどのように利用できるかを紹介する。実際に検索や利用を行う際に必要となる情報や、その取得方法についても整理する。

3.1 デジタルアーカイブによる検索について

陸軍人事関係等資料を利用するにあたっては、国立公文書館デジタルアーカイブ（以下、「DA」という）を用いて、利用者が自ら資料を検索し、資料の特定を行わなければならない。DAに登録された資料の情報、特に名称（標題）の記載は原則として、1冊の資料ごとに表紙や背表紙等から採録されている⁸⁸。そのため、キーワード検索を用いる場合には、資料の標題に関する情報で検索を行う必要がある。

第2章で確認したとおり、陸軍人事関係等資料はそれぞれの用途や規程に基づき、作成または編綴されていた。そのため資料の標題には、一定の規則があるものが多い。したがって、その規則に基づいて検索を行う必要がある。例えば留守名簿は留守業務規程によって、部隊別に作成され、表紙には固有部隊名（歩兵第00連隊など）および通称号（漢字の符号と通称番号（公第0000部隊など））を付けることが規定されていた。つまり、留守名簿を検索するために必要な情報は、検索したい部隊の固有部隊名および通称号、となる。

次に示した【図1 陸軍人事関係等資料 資料群関係図】は、第2章の分析結果を資料群の属性ごとに分類し、その関係を示した図である。検索する際の資料群の選定に活用してほしい。

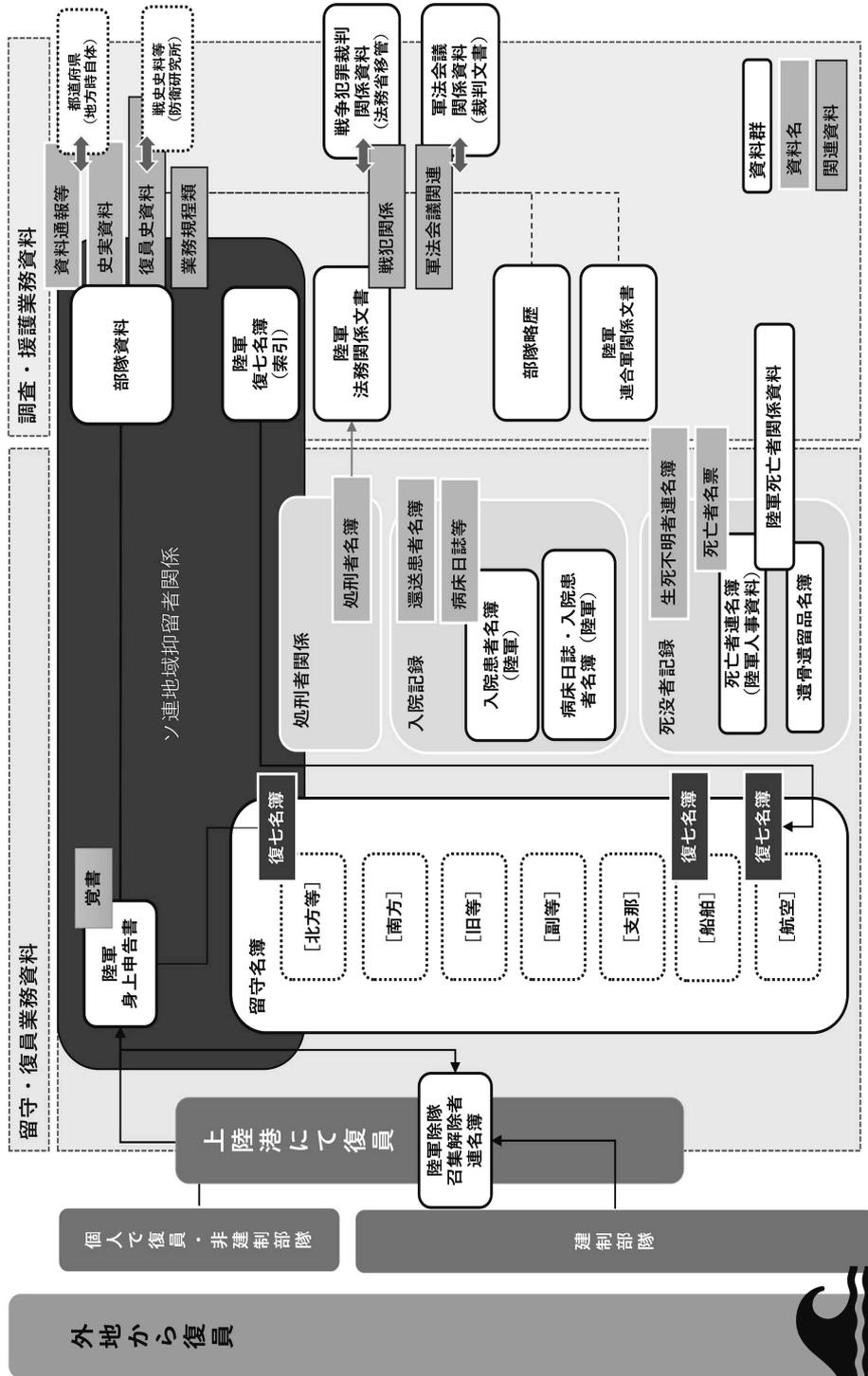


図1 陸軍人事関係等資料 資料群関係図

3.2 利用のための情報収集について

ここまで資料の検索方法および必要な情報について述べてきたが、必要な情報を得るためにはどうすればよいのか、と戸惑う利用者も多いだろう。個人を調べるにあたっては、まず個人に紐づく具体的な情報⁸⁹が必要である。固有部隊名や通称号は、図書⁹⁰や館の資料⁹¹でも探すことは可能である。

また、個人の本籍地や終戦時の部隊位置および部隊略歴なども重要な情報となり得る。国立公文書館アジア歴史資料センターでは「テーマ別歴史資料検索ナビ アジ歴グロッサリー」⁹²を公開しており、部隊の復員および引揚に関する情報を提供している。また、国立国会図書館の「リサーチ・ナビ」では、テーマ別検索システムとして「近代日本軍事関係文献目録」⁹³や軍人名簿の検索ページ⁹⁴を公開している。部隊史、追悼録、回想録や戦友会に関する図書資料は、靖國偕行文庫にも収蔵されている。館の陸軍人事関係等資料だけでは完結しない場合は、防衛研究所史料室などの専門機関や図書館のレファレンスサービスを活用することも方法の一つである。各業務の遂行においては都道府県や関係省庁等との連携が不可欠であったことを先に述べた。令和7年現在、その際に作成された名簿の原本や資料の写しを保管している都道府県も多い⁹⁵。

以上のように、第3章では陸軍人事関係資料の検索および利用に際して必要となる情報を整理した。第2章で明らかにした資料群の標題規則に基づく検索方法や、検索キーワードを取得するための情報収集の手法を示した。さらに、関係機関や図書を活用することで、館所蔵資料へのアクセスが一層容易になることが確認された。

おわりに

本稿では、厚生労働省社会・援護局 援護・業務課移管の「戦没者等援護関係資料」のうち、陸軍人事関係等資料について、その構成や特徴を分析し、利用方法を示した。これらの資料は、戦時中から終戦、さらに戦後に至るまで作成され、軍人軍属の人事管理、軍の解体や復員業務、未帰還者調査や遺族援護等、さまざまな目的に活用されていたことが明らかとなった。特定の人物の調査に際しては、人物の身上に応じた資料群を複合的に利用することで、詳細な経歴や時代背景を立体的に把握することができる。

また、陸軍人事関係等資料はその業務過程において、地方自治体や関係省庁との連携および移管を通じて形成されていることが確認できた。したがって、陸軍人事関係における調査は、館のみにとどまらず、他機関を活用することで、具体的な情報の収集や分析が可能である。今後、館においても他機関との情報連携の仕組みが整備されることを期待したい。陸軍人事関係等資料は、今後とも活用してもらいたい資料群である。

¹ 厚生労働省「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」、2024年、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html、以下、ウェブサイトの閲覧日はすべて2025年12月12日とする。

² 2025年では、北海道新聞デジタル「「やっとな家族全員に会えた」引き揚げ船名簿、浮かぶ四島元島民の苦難」（2025年5月7日、<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/1156380/>）や朝日新聞「731部隊とつながる謎の細菌戦部隊 名簿が初公開、実態解明に期待」（2025年5月14日、<https://www.asahi.com/articles/AST5G41BPT5GUTIL02DM.html>）などがある。

³ 石崎亜美「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究—厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として—」『北の丸』55号、2023年。

⁴ 西山直志「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」『北の丸』第57号、2025年。

⁵ 沖縄県公文書館の仲本和彦氏は、沖縄県公文書館所蔵の「援護業務関係文書」を提供する上での課題解決方法のひとつに、公文書館の職員が、軍歴証明などで利用者が求める情報を含む文書群の特徴を把握し、その上での確かなアドバイスを行うレファレンス力が必要であるとした（仲本和彦「沖縄戦に関する新資料の紹介～援護業務関係文書を中心に～」『沖縄県公文書館研究紀要』第18号、2016年）。

⁶ 厚生労働省「戦没者等援護関係資料の国立公文書館への移管について」、2013年、https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html）、また移管の背景については、前掲注4西山直志氏の「国立公文書館所蔵の海軍人事関係等資料の検索手段」に詳しい。

⁷ 厚生労働省「主な仕事（所掌事務）」、<https://www.mhlw.go.jp/content/001083337.pdf>、また援護業務の詳細は同省公報誌『厚生労働』2024年8月号、https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202408_001.html、に詳しい。

⁸ 厚生労働省「社会・援護局援護・業務課 標準文書保存期間基準（保存期間表）」、2024年4月1日、<https://www.mhlw.go.jp/content/09-08.pdf>。

⁹ 「インターネット資料収集保存事業（WARP）」とは、国立国会図書館が公的機関を中心としたウェブ上で公開されたコンテンツを収集し保存する活動である。

¹⁰ 「陸軍兵籍規則（陸省令第二五号、昭三．一一．二四）」陸軍大臣官房編『陸軍成規類聚』第二巻、1932年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1349703>、517コマ。

¹¹ 「陸軍戦時名簿規則（陸省令第二七号、昭三．一一．二四）」（前掲注10、534コマ）

¹² 「留守業務規程（陸軍省第一四三五号、昭和十九年十一月三〇日）」「部隊資料 留守業務処理の参考（陸軍省1435号・1復744号）」平29厚労02831100、館所蔵。以下、「留守業務規程」という。規程類は他機関でも公開しているが、館の資料に含まれるものについては、出来る限り、館の所蔵資料を紹介する。

¹³ 兵籍は留守部隊から本籍地連隊区司令部（将官の兵籍は本籍地師管区司令部）へ移管され、外地から持ち帰られた戦時名簿との調整が行われた。そのため、兵籍と戦時名簿は現在都道府県により保管され、軍歴証明などに活用されている。なお、陸軍省の廃止とともに本籍地連隊区司令部の業務を継承した本籍地地方世話部は、1946年6月15日の勅令第318号において地方復員人事部と統合し、地方長官の下に入り、1947年5月3日、地方自治法の施行により地方自治体に統合され、民生局（東京都）・民生部（道府県）世話課となる。世話課の主な業務は引揚援護業務、未帰還調査業務、援護業務である。

¹⁴ 「帝国陸軍復員要領（軍令陸第一一六号、昭二〇．八．一八）」厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』、1977年、565頁。

¹⁵ 「帝国陸軍復員要領細則（陸機密第三六九号、昭二〇．八．一八）」前掲注14、565頁。

¹⁶ 「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細（陸密第五九〇八号、昭和二〇．九．一〇）」前掲注14、568頁。

¹⁷ 「9. 陸軍省第1880号 外地部隊留守業務処理要領の件」（「諸規定綴（人事関係）昭和19.12～21.3」「諸規定綴（人事関係）昭和19.12～21.3」中央-終戦処理-763、防衛研究所戦史研究センター所蔵、国立公文書館アジア歴史資料センター、以下、「JACAR」という）C15011022700。

¹⁸ 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい、1997年、13頁。

¹⁹ 「復員留守業務規程（一復第七四四号、昭和二十一年四月十五日、第一復員省調製）」前掲注12。以下、「復員留守業務規程」という。

²⁰ 前掲注19。

²¹ これを「本籍地名簿」という。

²² 「一復第五六五号 未帰還者等の調査整理に関する規程 昭和21.11」中央-軍事行政人事-302、防衛研究所戦史研究センター所蔵。

²³ 新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』新潟県、111頁。

²⁴ 前掲注23、206頁。

²⁵ 前掲注18、72頁。

²⁶ 「復員業務規程（引揚援護庁訓第一号・引揚援護庁発給第一一五号、昭和二六.三.五）」「陸軍法務関係文書 復員業務規定・戦犯関係基礎発来翰・前科関係事務規定綴」、平28厚労03715100、館所蔵。以下、「復員業務規程」という。

²⁷ 新憲法の施行により、法令上「軍人軍属」という存在が認められず、未帰還のまま、外地に残留している軍人軍属の身分が解除される事態を避けるため、未復員者が帰還し、「未復員者という身分を解除」されること（※「陸軍刑法等を廃止する政令（昭和二十二年五月一七日政令第五二号）、昭和28年改正時においては「もとの陸海軍に属していた者であって、まだ復員していないもの」とした）を「復員」とした（前掲注26）。

²⁸ 1945年11月、連合国軍総司令部は旧陸海軍の解体と軍国主義の一扫を目標とし、旧軍人等の恩給の廃止を実施した。これに伴い、旧軍人軍属または戦犯とその遺族や公職追放者の恩給を受給する権利・資格は剥奪されることになったが、「日本との平和条約」の締結後の昭和28年、「恩給法の一部を改正する法律」（昭和二十八年法律第百五五号）において、旧軍人等およびその遺族の恩給受給権が復活した（前掲注14、419頁）。

²⁹ 前掲注14、169頁。

³⁰ 表1では、留守名簿が「留守名簿」と「留守名簿（副等）」に分かれているが、名簿の構成に違いがないため、本稿では1つにまとめ、資料群【留守名簿】とした。

³¹ 前掲注12。

³² 厚生労働省では、現在も抑留者調査の際に使用されている（例えば、厚生労働省「（参考資料3）強制抑留の実態調査等に関する補足資料」2024年7月2日、<https://www.mhlw.go.jp/content/12101000/001269995.pdf>）。また留守名簿は、学術研究においても幅広く利用されている。例えば、復員・留守業務の変遷や資料論の観点から留守名簿を明らかにした近藤貴明氏による「旧日本陸軍の留守名簿制度に関する基礎的研究」（『神戸大学史学年報』第34号、2019年）、や「陸軍人事資料制度にみる沖縄県所管の陸軍戦時名簿（陸軍兵籍簿）の概観とその由来」（『沖縄県公文書館研究紀要』第17号、2015年）などがある。

³³ 前掲注18、483頁。

³⁴ ただし、中国軍管理地域である北部仏印は、地域が優先され「南方」に含まれる。

³⁵ 琉球新報「32軍の県出身者、戦死率92% 留守名簿に398人記載 動員の6割は10～20代」（2021年5月17日、<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1322600.html>）や、琉球新報「32軍に沖縄出身者278人、司令部の「留守名簿」判明、8割が軍属、民間徴用の多さ示す」（2021年01月04日、<https://ryukyushimpo.jp/news/entry-1251206.html>）がある。戦場となった沖縄県では兵籍や戦時名簿が滅失したため、特に留守名簿に関する研究が進んでいる。

³⁶ 前掲注19。

³⁷ 南方軍や支那派遣軍の一部は、円滑な復員を実施するため、個別に復員実施規程を作成している。例えば「南方軍復員に関する規程（威参復第一号、昭二〇.一一.一二）」（「諸規定綴 中山部隊」中央-終戦処理-580、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR:C15010662400）や、「総参一第1500号 支那派遣軍復員規定（1）（昭和二〇.九.九）」（中央-引渡目録-51、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR:C08010800800）などがある。後述する資料群【陸軍部隊略歴】には、支那派遣軍部隊の「部隊略歴」とともに「部隊人員調査表」「入院患者名簿」「転属者名簿」等が合綴された資料が残る。これは復員業務に活用された資料がその後の用途により独立した資料と推定されるが、順調な復員実施は資料の残置状況にも影響していたことがわかる。

³⁸ 館のデジタルアーカイブでは、「復七名簿」を検索すると「留守名簿（北方等）」では732件が抽出されるが、表紙などの目録取得情報に「復七」の文字が含まれていない簿冊も存在するため、「復七名簿」が含まれた留守名簿はこれ以上に存在するものと思料する。

³⁹ 前掲注 12。

⁴⁰ なお「復員留守業務規程」第 31 条の「患者名簿」とは様式が異なり別資料であると考えられる。

⁴¹ 「総参一第 1500 号 支那派遣軍復員規定（1）（昭和二〇．九．九）」、前掲注 37。

⁴² 戦地における衛生機関には、師団のもとに開設された野戦病院と、その後方に開設され各野戦病院から後送された患者を受け入れ、戦地での治癒を目的とした兵站病院などがある（「旧軍野戦衛生部隊（機関）の編成機能」令 3 防衛 00666100、館所蔵）。

⁴³ 陸軍省医務局「衛生病院服務規程摘要」『補助看護卒教程』武揚堂書店、1934 年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1459109>、141 コマ）。

⁴⁴ 「還送患者及朝鮮又は台湾よりの内地転送患者等取扱規則の件（陸普第二九〇二号、昭一五．五）」（昭和 15 年「陸普綴」、陸普-S15-3-258、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR：C01005147500）。内地に送られた還送患者は第六（熊本）または第十二（小倉）師団管区に本籍地がある者は「門司揚陸の上小倉陸軍病院」、それ以外の者は「宇品揚陸の上広島陸軍病院又は大阪揚陸の上、大阪陸軍病院」へ収容されることとなっていた。

⁴⁵ 「動員又は臨時編成部隊たる衛生機関の復員又は復帰の場合に於ける病床日誌等の処理に関する件（陸普四五九八、昭和一四．七．二四）」陸軍大臣官房編『陸軍成規類聚』第五卷第十二類、1941 年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1349701>、76 コマ。なお、朝鮮又は台湾から内地に送られる場合は「転送」、外地から送られる場合は「還送」と明確に区別されている。

⁴⁶ 「医務室及衛戍病院所要簿表（陸普四七五二、昭四．一〇．一六）」陸軍大臣官房編『陸軍成規類聚』第六卷第十七類、1941 年、<https://dl.ndl.go.jp/pid/1349702>、160 コマ。

⁴⁷ 「1．陸達第 76 号 戦時死亡者生死不明者報告規程」（「諸規定綴（人事関係）昭和 19．12～21．3」）中央-終戦処理-763、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR：C15011021800）。

⁴⁸ 前掲注 19、「復員留守業務規程」第 22 条には、死亡区分は厳密に分けられており、戦死、戦傷および戦傷死、戦病および戦病死、平病死などの区分がある。

⁴⁹ 前掲注 19、「復員留守業務規程」第 23 条に示された「死亡者・行方不明者原簿」の様式が、元来の死亡者連名簿に合体した様式が多い。

⁵⁰ 7 号には号数規程の貼付がないため、1 号から 5 号の規定に当てはまらない名簿と思料する、なお 6 号は存在せず、7 号も東京都や岡山県のように作成がされなかった地域がある。

⁵¹ 前掲注 19、「復員留守業務規程」第 25 条には「孤島等に於て玉砕せる部隊或は輸送中海没せる部隊所属の軍人、軍属及航空機搭乗者等にして死亡確認の資料不十分なるも全般の状況上死亡と判定するを適当と認むる場合は最高指揮官（止むを得ざれば当該方面の残務整理部長）之が死亡の認定を為す」とある。

⁵² 茨城県民生部世話課編『茨城県終戦処理史』茨城県、1972 年、346 頁。

⁵³ 「一復第五六五号 未帰還者等の調査整理に関する規程 昭和 21．11」中央-軍事行政人事-302、防衛研究所戦史研究センター所蔵。

⁵⁴ 前掲注 12。

⁵⁵ 前掲注 19。なお樺太出身者の遺骨・遺留品は旭川地方世話部へ、沖縄出身者は熊本地方世話部へ、朝鮮・台湾出身者は福岡地方世話部へ送られた。

⁵⁶ 前掲注 19。

⁵⁷ 「乗船者名簿」については、前掲注 3 の石崎亜美氏の「国立公文書館におけるファミリーヒストリー調査者への検索支援に関する研究—厚生労働省移管引揚者関係資料群を事例として—」に詳しい。

⁵⁸ 「24．1 復第 36 号 建制を維持せず帰還する外地部隊留守業務処理の件（一復第三六号、昭和二〇．一二．八、）」（「諸規定綴（人事関係）昭和 19．12～21．3」）中央-終戦処理-763、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR：C15011024200）、なお「身上申告書」と共に「死亡者覚書」を提出させ復員者が記憶している死亡者の情報を収集した。

⁵⁹ 前掲注 23、398 頁。

⁶⁰ 中部太平洋地域は 1 点、沖縄は 4 点、硫黄島は 2 点が存在する。

⁶¹ 附表第一その二 入ソした者の身上申告書」、前掲注 19。

⁶² 身上申告書を用いたシベリア抑留関係の研究には、近藤貴明氏の「シベリア抑留者資料としての身上申告書の制度とその記録機能」（『立命館平和研究』第 18 号、立命館大学国際平和ミュージアム、2017 年）

などがあるので参考にされたい。

⁶³ その後、1947年12月末までの帰還者の証言等により新たに判明した未帰還者を追加した、より精度の高い「新復七名簿」が作成された。前掲注23、111頁。

⁶⁴ 「留守名簿 関東軍兵事部・陸軍兵事部 錦州、関東軍、大連、ハルピン、奉天、チチハル、新京、通化間島、牡丹江 復七名簿 718・719」平2 5厚労 01572100、館所蔵、など。

⁶⁵ 陸軍の法務に関する残務処理業務は、復員庁第一復員局法務調査部から1947年10月厚生省第一復員局法務調査部、1948年3月引揚援護庁復員局法務調査部、1952年5月同局法務調査課、1954年4月厚生省引揚援護局法務調査室、1955年7月同局整理課、1957年5月同局復員課を経て、1965年同局調査課に引き継がれた。

⁶⁶ 「一復第五九号 戦犯関係業務の担任と業務分界等の件通牒 昭和二十一年六月二十七日」および「一復第四九八号 戦犯関係業務の身上事項等通牒担任区分の件 昭和二十一年十月二十七日」、前掲注26。

⁶⁷ 「陸軍法務関係文書 発来信綴 昭和38年1月～7月 復員課」(平2 8厚労 03836100、館所蔵)の中に、簿冊保存年限が記された復員課(旧法務調査部)保管の「簿冊一覧表」が綴られている。保存年限が定められた資料は戦犯関係・軍法会議関係・憲兵関係等に分類されており、資料ごとに資料の作成用途が記されている。

⁶⁸ 「戦争裁判関係資料の保管転換について(法援第19号、昭和31年4月6日)」、前掲注26。なお、本資料には法務省へ移管ののちは「なお、なるべく近い将来国会図書館等に一括保管され、広く、一般に研究の途が講ぜられるよう希望します。」との附言がある。

⁶⁹ 大江洋代・金田敏昌著「戦争犯罪裁判関係資料の形成過程とBC級戦争裁判究明の可能性」『歴史学研究』第930号、歴史学研究会、2015年。

⁷⁰ 「陸軍法務関係文書 憲兵に関する諸資料綴 昭和27年 法務調査部」平2 8厚労 03602100、館所蔵。

⁷¹ 館所蔵の「軍法会議関係文書」については、中野佳氏の「軍法会議と「軍法会議関係文書」について」(『北の丸』第53号、2021年)が詳しい。

⁷² 恩給は、その趣旨が一定の規律の下に公務に従事した公務員に対する国の保障であるため、本来、犯罪受刑者は恩給を受ける資格を失う。しかし陸海軍刑法という特別刑法による受刑者および恩赦によって赦免された者が永久にその権利を剥奪が妥当であるかが問題となり、昭和37年の改正では懲役または禁錮に処せられた者が恩赦により刑の言渡しの効力が失われた場合において恩給権を回復させることになった(前掲注14、434-435頁)。なお、この調査業務の概要は当時法務調査部事務官を務めた坂田良右衛門著『行政庁の刑罰調査—前科調査こぼれ話』(1978年)に詳しく、【陸軍部隊略歴】には著書の参考資料や、坂田が作成・調査収集に関わった資料も多く残されている。

⁷³ 例えば「戦地事変地における戦務加算、外国擾乱地加算、外国鎮戍加算、国境警備加算、在勤加算等」を指す。前掲注14、424頁。

⁷⁴ 「〇〇(方面)部隊略歴」は複数の機関で所蔵されており、国立国会図書館や防衛研究所でも確認された。館の「部隊略歴」が手書きの写しであるのに対し、防衛研究所戦史研究センター所蔵の「部隊略歴」はタイプ打ちであり、資料の作成来歴は後者の序に組み込まれている。資料の作成年月日・作成部局・略歴には差異がないため、同一の理由で作成されたと断定した。【陸軍部隊略歴】に含まれるその他の資料は、主に支那派遣軍に関する「部隊略歴」および復員時に提出された名簿等であり、略歴を正確なものに仕上げるために使用されたものと推測される。

⁷⁵ 「引揚援護庁分課規程(昭和二三、五、三一、訓令第二号)」前掲注14、490頁。

⁷⁶ 前掲注23、100-148頁。

⁷⁷ 館以外では、千葉県文書館、滋賀県立公文書館、京都府立京都学・歴史館、防衛研究所などでの所蔵が確認できた。また、岡山県立記録資料館が所蔵している「部隊資料」(簿冊請求番号「2023/福祉企画/0095」)から「2023/福祉企画/0124」の29件は、館が所蔵する「部隊資料」(平2 9厚労 03183100から平2 9厚労 03214100)の32件と資料名が一致し、平2 9厚労 03183100の柱書には岡山県の「部隊資料」の写しであることが明記されている。

⁷⁸ 昭和29年度の「未帰還者等に関する調査整理業務実施計画」は平2 8厚労 03715100に含まれている、なお昭和28年度分は防衛研究所が所蔵している(中央-終戦処理-489、防衛研究所戦史研究センター所蔵、JACAR:C15010531500)。

⁷⁹ 前掲注12。

⁸⁰ 引揚援護庁・長官官房総務課・記録係編『引揚援護の記録』引揚援護庁、1950年、3頁。

⁸¹ 「部隊資料 旧陸軍関係戦史資料目録等綴 援護局調査課」平2 9厚労 03369100、館所蔵。1945年11月、終戦業務処理のため陸軍省軍務局に臨時編成として史実部を設置され、12月には第一復員省大臣官房史実部、1946年6月復員庁官制制定に伴い史実調査部、1947年5月資料整理部、1952年5月引揚援護庁資料整理課となり、1954年7月引揚援護局復員課に入り復員第三班、1958年5月復員課史料班、1961年引揚援護局が援護局に改称するに伴い復員課史実室となった。

⁸² 1953年3月に元陸軍大佐の西原征夫が復員局業務部付に着任すると、旧陸軍関係の復員史の編纂および資料収集が本格的に開始された。なお、復員史編纂作業と史実調査整理業務は異なるものであり、西原が復員課史料班長の間は同時に行われていた。1958年、復員課史料班長の西原の退職に伴い、史料班の業務から姿を消した復員史編纂作業は、1962年5月に史料班長の後身であった復員課史実室長が援護局調査課史料調査専門官へと名称変更するにあたって、業務が再開されたことは平2 9厚労 03369100（前掲注81）などからわかる（西原征夫：（1905～1977、東京、士候37 陸大49、騎兵、最終階級は大佐）陸軍少将西原為五郎の二男。陸軍大学校卒業後、佳木斯特務機関長、関東軍情報部部員などを経て、第55軍参謀として四国で終戦を迎える。戦後は、復員事務官として勤務。1953年引揚援護局史料室、復員課史料班長を務め、1959年退官。その後防衛研修所戦史室嘱託）。

⁸³ 【陸軍連合軍関係文書】は2015年に移管されたGHQとの交渉に関する文書資料群（平2 7厚労 02947100～平2 7厚労 03221100）である。突合を行った結果、目録219件中3件を除き合致した。「連合軍関係書類綴」は厚生省が市ヶ谷へ移転に伴う「業務予定実施表」中、「製本作業：GHQ関係交渉、折衝資料153冊、現在仮綴の儘使用しあるも需要資料につき毀損しない表紙に改むると共に乱雑に綴り込まれあるものは整然とし将来の使用保存にふさわらしむ」（「部隊資料 陸軍復員史資料関係綴 資料調査専門官」平2 9厚労 03093100、館所蔵）とあり、現在の「陸軍連合軍関係文書」は再編綴されていることがわかる。

⁸⁴ 例えば入手資料である「軍旗に関する書類綴」は、前掲注83の「部隊資料 陸軍復員史資料関係綴 資料調査専門官」のうち「入手図書目録」の中で、歴史的に保存すべき重要資料として「後世に遺すべきもの」と位置づけられており、2025年現在では【部隊資料】として館に移管されている（例えば、「部隊資料 軍旗に関する書類綴 明治7年1月20日至明治38年6月12日 陸軍大臣官房」平2 9厚労 02545100など）。

⁸⁵ 柚原久（1905～1972、三重、名幼23 士候38、騎兵、最終階級は中佐）陸軍中将柚原完蔵の三男。士官学校卒業後、騎兵第16連隊副官、第18軍司令部次級副官などを経て、1945年補陸軍留守業務部付となり終戦を迎える。その後引揚援護庁留守業務部内地課長、引揚援護局所務室長などを歴任し、1963年援護局調査課史料調査専門官となる。のち偕行社事務局長。

⁸⁶ 「旧柚原史料目録 昭和39.2.15」（文庫-柚-501、防衛研究所戦史研究センター所蔵）では、柚原は資料の処置として「其の（ほんの）一部は戦史室に移管してもよい」としている。また「柚原久が取りまとめた史料目録」の複製元と考えられる目録は、一部ではあるが前掲注81の中に確認できる。

⁸⁷ なお、防衛研究所戦史研究センター史料室で保管されている資料は、米国返還史料、防衛研究所が収集したもの、厚生省復員局が整理保管していたもので構成されたとされており、「柚原文庫」のほかにも厚生省から移管された資料が存在する。そのうち最も多いものは「昭和三十年九月一日附、厚生省引揚援護局発刊の「援発第一〇五〇号、旧陸海軍関係資料の引継依頼について（回答）」（防衛研究所所蔵資料「経歴表」より）によって、同年10月に引揚援護局から防衛庁戦史室へ移管された資料1万点があるとされている（庄司潤一郎「戦史部略史」『戦史研究年報』第1号、1998年）。

⁸⁸ 国立公文書館「特定歴史公文書等の目録に関する基本的な考え方（令和2年2月17日館長決定）」、<https://www.archives.go.jp/information/pdf/mokuroku.pdf>。

⁸⁹ 厚生労働省「旧陸海軍から引き継がれた資料の写し等の申請について」、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093051.html>、軍人軍属の親族であれば兵籍が保管されている本籍地の都道府県や厚生労働省へ問い合わせ、軍歴証明を得ることができる。

⁹⁰ 例えば、外山操・森松俊夫編『帝国陸軍編制総覧』（芙蓉書房、1987年）や大濱徹也・小沢郁郎編『改訂版 帝国陸海軍事典』（同成社、1995年）などがある。部隊名のほか、どの都道府県にどの師団や連隊が置かれたのか一覧表もあり、軍人軍属の本籍地がわかれば、部隊を絞り込むことも可能である。

⁹¹ 「部隊資料 通称号及兵団文字符諸表」平2 9厚労 04112100、館所蔵、など。

⁹² 国立公文書館アジア歴史資料センター「テーマ別歴史資料検索ナビ アジ歴グロッサリー」<https://www.jacar.go.jp/exhibition/glossary/>。

⁹³ 国立国会図書館「近代日本軍事関係名簿類目録－デジタルコレクション収録」https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/post_515/digitized/。

⁹⁴ 国立国会図書館「国立国会図書館サーチ>リサーチ・ナビ>軍事>陸軍海軍 官吏・軍人・公務員だった人物を探す」https://ndlsearch.ndl.go.jp/rnavi/politics/public_officer/。デジタル化された軍人の経歴に関する名簿等は、URL のページから館の DA または国立国会図書館デジタルコレクションが提供しているデジタルアーカイブで確認することができる。

⁹⁵ 各都道府県の援護行政史などにも、資料について具体的な説明が掲載されている。例えば、前掲注 23 の『新潟県終戦処理の記録』や群馬県県民生活部世話係編『群馬県復員援護史』群馬県、1974 年など。

(公文書専門員)